◎新潟県訓令第1号

 交
 通
 政
 策
 局

 新潟地域振興局新潟港湾事務所
 出
 納
 局

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程(昭和47年新潟県規則第40号)による帳簿その他の書類の様式(昭和57年4月新潟県訓令第24号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

分に対応する以正部分が存在しない場合には当該以正 改 正 後	改 正 前
第8号様式(第39条関係)	第8号様式(第39条関係)
(略)	(略)
納入通知書(領収証書)	納入通知書(領収証書)
(略)	(略)
1 所属→納入義務者<指定金融機関等	
(略)	(略)
納付書	納付書
(略)	(略)
2 所属→納入義務者→指定金融機関等	
(略)	(略)
収納済通知書	収納済通知書
(略)	(略)
(略)	(略)
新潟県会計管理者 様	新潟県知事 様
納入場所:新潟県新潟東港臨海用地造成事業出	
納取扱金融機関	
3 所属→納入義務者→指定金融機関等→出納局	
第9号様式(第41条関係)	 第9号様式 (第41条関係)
収納通知書	収納通知書
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
新潟県会計管理者 印	新潟県知事 印